

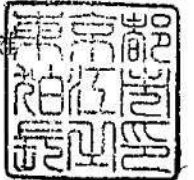


狛江市公示第 342 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者に対し、下記のとおり必要な措置をとることを命じたので、同法同条 11 項及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年総務省、国土交通省令第 1 号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 4 年 12 月 14 日

狛江市長 松原 俊雄



記

1 対象となる特定空家等

所在地 東京都狛江市元和泉三丁目 1、5
用途 住宅

2 命じた措置の内容

- ・柱脚が劣化しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をしてください。
- ・土台が劣化しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をしてください。
- ・軒の裏板がたれ下がっているため、飛散しないように補強等の対応をしてください。
- ・外壁の仕上げ材が剥落しているため、飛散しないように補強等の対応をしてください。
- ・バルコニーが腐食しているため、倒壊・飛散しないように改善してください。
- ・ごみ等の放置・不法投棄による臭気・虫等の発生より地域住民への影響のおそれがあるため、対応してください。
- ・外壁等が外見上傷んだり汚れた状態であるため、対応してください。
- ・立木等により建築物を覆っているため、剪定等の対応をしてください。
- ・シロアリ発生による近隣家屋への飛来により地域住民への悪影響のおそれがあるため、対応してください。
- ・容易に侵入できる状態のため、侵入できないよう対応してください。

3 命じた措置をとる期限

令和 5 年 6 月 14 日（水）

4 命じた理由

- ・柱脚・土台の劣化、家屋からの落下物、剥落物及び破損している状態がそのまま放置されると倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため。
- ・立木の適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているため。
- ・シロアリ発生による近隣家屋への飛来により、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるため。

5 命令に関する責任者

狛江市都市建設部まちづくり推進課長